

# 「戦争法制が生み出す国」

田中 隆 (弁護士 自由法曹団・全教弁護団)

## 1 戦争法制への道程

### (1) 「存立」と「切れ目のない対応」

4月14日から恐らく法案提出まで最後になるであろう政府与党協議が続けられています。週2回やるといっていますから、たぶん今日もやっています。そのたびごとに政府側がたいへん膨大な資料を出して、事実上与党といっても、具体的には公明党を引っ張って、最終的には法案のまとめに持ち込む…というのが現局面です。一言だけレジメの「戦争法制への道程」に触れますと、これがざっくり言えばちょうど1年ぐらい前からはじまった話の総集約のかたちなのだというところだけは押さえておいていただきたいと思います。今まで何がおこなわれていたかというところ、1年前は安保法制懇が議論をしていました。その法制懇が報告書を出したのが5月15日。このときに、集団的自衛権の行使の容認をする、それから自衛隊の海外派兵をもっと積極的にする、と。さらに、グレーゾーンに自衛隊を活用するというところで、このあとお話しする3点セットが出揃います。

それを受けて、最初の与党協議がおこなわれてまとめられたのが2014年7月1日の閣議決定。もう、暑い頃でした。タイトルだけ言っておきます。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と、異例にタイトルがついた閣議決定です。キーワードは、「存立」と「切れ目のない対応」。この二つの言葉が、あの法案の検討でもカギになるでしょう。それをふまえてすぐにガイドラインの検討がおこなわれて、10月8日に中間報告が発表されました。今のガイドラインの平時、周辺事態、そして有事という段階論はもうやらないのだ、と。つまり平時から戦時まで、一気に切れ目なく対応できるようにする、と。ガイドラインの方でも「切れ目なく」というのがキーワードになっています。それを受けて、年を越して今年のはじめから、要項をまとめていくための政府与党協議がつづき、2015年3月20日に共同文書が発表されました。それに基づいて法案化の準備がすすめられ、そして4月14日から、今最後の与党協議がある。この後、4月27日に外務・防衛閣僚会議、これはワシントンでやって、ここでガイドラインの改定を発表するはずですが。ちょうどこのとき、安倍が訪米していますから、両国首脳で何らかの共同声明を発

表するのであると思います。そして連休明けの5月中旬、5月15日ではないかといわれていますが、戦争法制、安全保障一括法案に、これが今の通常国会に登場するだろう、と。こういう見通しです。

### (2) 世界のどこでも戦争をやる国に

その戦争法制それ自体ですが、一言でいうならば、すべての分野で軍事を突出させて、世界のどこでもこの国は戦争をやるようにする。さっきの三つのジャンルです。三行で表すならばこうなるのです。

- ① 集団的自衛権は、有事法制の拡張をして、アメリカの戦争にはいつでも参戦するようになる。
- ② 自衛隊の海外派兵は、3つのチャンネルで海外派兵が自由自在になって、いつ戦端を失うか(?)わからなくなる。
- ③ グレーゾーンの問題では、本来警察あるいは外交で解決すべき問題に、いわば急いで自衛隊を投入してしまう。

どこで火がつくかわからない状態なのです。はっきりいって、街頭宣伝等で訴える場合には、この三つを言っておけばだいたいポイントをはずしません。あえて付け加えるのだったら、なぜアメリカに戦争に、この国が海外で戦争しなきゃならないのか、していいのかが最初の問題。海外派兵でいうのだったら、たしかに10年間海外派兵をつづけてきたが、日本は一発も撃ちませんでした。むしろ、その撃たない貢献の方をぎりぎり守ってきた。そのことが世界で、むしろ評価されているのじゃないのかということをお聞きすべきでしょう。そして、グレーゾーン事態の一番典型が尖閣列島です。今、海上保安庁の巡視船が対応していますが、あそこに海上自衛隊の護衛艦をもって行って、中国の船舶に発砲をすることです。武力で威嚇することが、ほんとうに問題の解決になるのかということをお考え、問いかけていただきたいと思います。

それぞれこの1、2、3、それぞれの法的論点をチェックしていきます。ひとあたり押さえていきたいと思えます。

## 2 戦争法制の正体

### (1) 武力行使のための「新3要件」

- 1点めは、アメリカの戦争にはいつでも参戦する、

集団的自衛権・有事法制の拡張です。あの閣議決定がどのようにこれまでの憲法解釈をねじまげたかを最初に確認しておきたいと思います。新しい「3要件」、自衛のための武力行使の「新しい3要件」というものを閣議決定で政府が確認しました。あくまで政府が確認しただけでまだ法律になってはいません。抽象的な文章ですが、今後何遍も登場する文章ですので、一応読んで確認しておきます。

① 我が国に対する武力攻撃が発生した場合、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合

② これを排除し我が国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

この三つを満たす場合には、この国は武力行使をしていい。以前との違いは、以前の第1要件は、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」だけだったので。要は、個別的自衛権は憲法でも認めているが、集団的自衛権の行使までは、日本国憲法は認めていないのだというのが、戦後70年…というか、自衛隊ができてからですから65年になりますか、この国の確定した政府の解釈でした。もちろん、この解釈も私たちは認めてはいません。そもそも自衛隊自身が完全に平和的手段による平和を実現しようとした日本国憲法から逸脱なのだと言主張をしつづけてきました。しかし、少なくともこの国に武力攻撃がないかぎり、絶対にこの国は、戦争はできない、武力の行使はできないのだというのが、専守防衛なのです。一貫した規範だったのです。その後、ひとつの内閣がバツサリ変えてしまった。これが立憲主義に違反すること、憲法を蹂躪すること、これはもう、敢えてくり返しません。

実際に何が起こるか。その先なのです。その新しい3要件とはいったい、どこまで広がっているのか。どんな事態で戦争に突っ込むのか。今年の7月、衆参両院で集中審議がおこなわれました。そのときの答弁をいくつか紹介しておきます。安倍さんと岸田さん、首相と外相の答弁です。

「米国は密接な関係にある国に基本的に該当する」（7/14 安倍首相）。他国にはあたらぬというのです。そして「米国に対する武力攻撃は、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃だから、新3要件にあてはまる可能性が高い」（7/14 岸田外相）。恐るべき答弁です。実はこれ、国会で公然と「同盟国米国の戦争にはいつでも参戦する」と宣言したということになります。その一方で、外務大臣が言って

おきながら、安倍さんはなぜか「イラクの戦争のような戦争は想定していない」と説明していますが、この答弁から言えばそれはウソ、そうならないはずです。さらに、どの程度で武力行使をするのかというと、

「ホルムズ海峡の機雷敷設でも新3要件に該当することもある」（7/14 安倍首相）というのですから、ここでいうところのこの国の存立に対する恐れというのは、経済的影響まで含んでしまう。経済事件のために戦争に出ていった、あの戦前の考え方に近づいていくことになる。少なくともこの国の経済的利益のために、この国と他国の殺す戦争をやっていいかといったら、絶対反対せざるを得ない。しかし、そこまでこの答弁は広がっているということになります。

## （2）有事法制の拡張

それをやるためにどう法律を変えるか。ご記憶があるかと思いますが、今から11年前、12年前、有事法制がつくられました。そのあたりの経過は最後のページの年表にずらっと入れておきましたので、後でまた「この頃はこうだったな」と思ってください。

有事法制というのは、一番基本になる武力攻撃事態法という法律と、自衛隊保護からいろんな個別法から成っています。アフガン戦争などを背景にして、戦争に入れる態勢をつくってしまったのです。つくってしまったのだけれども十年間、この国にまったく武力攻撃がなかったですから、一度も発動されませんでした。そりゃそうでしょう。こちらが何もしないのに、この国に攻撃してくる国がいるとはまず思えません。ところが、この武力攻撃事態法に集団的自衛権を組み込むことになります。今の有事法制は、我が国に対する武力攻撃があったら、武力攻撃自体の認定をして、そして国会の承認を取って戦争に出るという論理構造をしています。これだけだったら、この国に攻撃がなかったら出ないのです。そこに、先ほどの新しい3要件の1番をはめ込めなくてはいけない。…で、ずーっと言われてきたのが、最近では新聞で定着しましたが、存立事態ということ。つまり、この国の存立を脅かす事態というのを、この国が攻撃された事態と同じように有事法制に入れてしまうという考え方です。

## （3）「存立事態」がもたらすもの

4月14日に政府が提出した資料だと、「存立事態」ではなくて「存立危機事態」という言葉をつかっていますから、たぶんこれから報道でも「存立危機事態」と使われると思います。意味も同じです。要するに、他国への攻撃でこの国の存立が脅かされる事態というものです。それを政府が認定して、国会が承認した

ら、自衛隊は武力行使ができるし、その他の個別法が発動し、戦争体制というところになります。ただ注意していただきたいのです。もともと武力攻撃自体でも、国会で審議するのはたいへん難しいといわれています。戦争が現に起こっていて、この後戦況がどうなるか、どれだけ拡大するかということを国会議員が、その資料の確認とって議論をするというのはたいへん難しいです。政府の言うがままではないか。あの有事法制のときの由来もそうです。それでもしかし、この国に具体的に戦争がおこなわれていけば、これほど情報化が進んでいきましたさすがに隠すことはできません。いくら秘密保護法があるからといったって、全部の報道を遮断できません。ある程度、事実はわかるのです。ところが、存立危機事態というのも、アメリカも簡単にいえば戦争をするのです。アメリカの戦争は、それは報道されるでしょうね、アメリカなのだから。だけれども、アメリカが戦争をしていることが問題ではなくて、アメリカが戦争をしているその戦争がこの国の存立や国民の権利に影響を及ぼすという、この「影響」が問題です。影響があるかどうかということ、を、いったい国会はどのようにして検証して議論できるのかということになります。難しい法律用語でいえば、「関係概念」です。「事実概念」ならばまだ検証できるはずですが、「関係概念」なんてというのは考えを当局が入れて「そうです」といったらこれきりだということになりかねません。つまり、国会が完全に空洞化するのです。

実際の戦争がどうなるのか。米国などのために戦争に出ます。自衛隊は米国のために防衛出動をして、発砲する相手はこの国の敵ではなくて米国の敵だ、と。こうなります。有事法制には他の個別法もあって、特定公共施設…交番だとか道路優先利用する法律、米軍に丁重なバックアップをする米軍支援法等々あるのですが、これも発動されます。その結果、アメリカを守るために日本の施設を軍事利用する、あるいはアメリカを守るために日本の海上自衛隊が他国に攻撃を加えるという事態まで起こるというかたちの改正案になります。あきらかにアメリカも誰も損をしない。

何をもちらすか。アメリカがどこかの国と戦争をする。たとえば次だったら、「イスラム国」と…あれがまあ国だとすればですね…やっているかもしれない。あるいは、シリアかイランと戦端を開くかもしれない。近い所なら、北朝鮮とやるかもしれない。これは3番目にかぶってきます。その相手の国が日本に攻撃を加えてきません。しかし、アメリカが戦争をやっている、アメリカに対する攻撃があるから、日本が先に参戦したりする。これは相手の国からしてみれば、当然先制

攻撃をくらったことになります。その国からいったら、「うちは個別的自衛権を行使して反撃するよ」というのは当たり前で、とくにこれをアジアでもやったら、日本に対する攻撃が、反撃がされることはもう、避けられなくなります。原発に対するテロやゲリラ攻撃が起こるかもしれませんし、それこそ北朝鮮あたりとやった場合には、日本海側にも何か起こるか…というふうに考えなければいけない。だから気楽に、攻めていいたら反撃されないかのような説明をしているのですが、戦争というのはこっちがやったら向こうもやり返してくるのです。あまりにも当然のことを頭にイメージでもっててください。

そうするとどうなるかという、有事法制が全面発動されます。存立事態、存立危機事態はアメリカの戦争にこちらが参戦するのだ、と。しかし、相手が反撃してきたら、そのためにもともと法律があるのです。有事法制というのは、そのためにつくったのです。他の国からが攻撃されたり、攻撃される恐れが出たら、そのときに武力攻撃事態を発動して、防衛体制をとると。原発地域や離島や海岸で、陣地を構築する。陣地を構築するためには人々に協力してもらう必要がある。穏やかに協力してくださいという法制ではありません。

他の物資は収容できますし、施設は強制使用できます。建設労働者は徴発、徴用ができる。さすがに学校の先生は徴発できるという規定はないし(笑)、学校の先生を徴発してもたぶん役には立たないでしょう。だから安心だと思わないでください。先生、みなさん方も恐ろくなるのですから。そこまで、実は有事法制がつくってあるのです。そして、いつかたとえば福井県に、新潟県にゲリラ攻撃があるかもしれないというので、住民の避難の演習等もすすむでしょう。つまり、外に戦争に出ていくということは、同時にこの国が臨戦体制に入ること。そのことによって、社会そのものが変わっていく。皆さんもそうです。学校そのものが、私は変えられていく恐れがあるのだということ、今日はそちらをくわしくは言いませんけれども、自分たちの足元の側に引き寄せて考えていただきたいと思います。有事法制というのは、国をあげて戦争をするためにつくった法制なのです。決して自衛隊が海外に行って、自衛隊員だけが戦うための法制ではないということをぜひ、考えていただきたいと思います。これが集団的自衛権の国民との関係での問題だと私は思います。

#### (4) 海外派兵を飛躍的に攻撃的に

これまでの海外派兵について先に確認をしておき

ます。最初に出そうと思ったのは、今から25年前。イラクがクウェートに侵攻して、そのときにこの国は「国連平和協力法」という法律をつくって、後方支援をやるうとしたのです。大反対運動があつて、2週間つぶしたのです。あの頃は、やるうとしたけどとてもできなかったのです。それで迂回作戦をとります。だったらもうちょっと平和的にやればいいじゃないかというので最初にやったのがPKO法(92年)。これはもう、派遣つづけて23年です。それから2001年に例の9.11事件が起こって、テロ特措法でアフガンに、イラク特措法でイラクに派兵し、その後ソマリアの海賊問題があつて海賊対処法等々を成立させました。さらにもう1点、99年に周辺事態法というのがあり、これはまだ発動されていません。こんなあれこれの法律があるのですが、これを飛躍的に攻撃的にし、かつ、どこでも使えるようにするというのが、海外派兵法の組み直しの焦点になります。

### 3 自衛隊の海外派兵(3つのチャンネルで自由自在)

#### (1) 海外派兵の憲法的制約と閣議決定

話は戻しますが、あれこれの海外派兵がつくられて、私もPKO法からずーっと反対していますが、25年間、自由法曹団は海外派兵反対にとりくみつづけてきました。そのたびに国会に乗り込みつづけてきました。もちろん、こんな法律を認める気はないのですが、それでも憲法や国民の反対があつてそれなりの自制措置が効いていたのです。それが、武力行使と一体化できないという、「武力行使と一体化」論という妙な名前の論議なのですが、見ようによってはかなり大事なものです。どんなポイントがあるか。概ね3つです。1つは、活動地域は「非戦闘地域」(周辺事態法では後方地域といっていますが)でなければ行ってはならない。では、非戦闘地域というのはなにかというと、その活動している機関を通して将来も戦闘がおこなわれることがないと考えられる地域です。簡単にいうと、この辺で戦闘をやっています、と。ずっと下がった後方しか行けないのです。だから、イラクではたしかに戦争、戦闘…実はまだ掃討戦をやっている最中に行きましたけれども、実際に行つたサマワというのは相当離れているのです。ここが戦場になることはまず考えられない。そういうところ。PKOが行つたのはもちろんそういうところ。そこにしか行けなかった。

それから、武器の使用です。実は軍としてはたまらないですから、自己保存型というのがあるのね。自分が撃たれる場合には撃つてもいいけれども、自分が撃

たれない場合に、先に攻撃しちゃいけないという考え方をとりました。これは、世界の軍隊でこんな考え方をする軍隊は残念ながらありません。なぜかという、軍事というのは敵と見たらやっちゃってかまわないというのが軍の論理なのです。民間人は殺してはいけないなんていうのも、敵兵が来たら先、それは殺す。それはそうですよね。何も、戦争をやっているときに敵さんに先に撃つていただいて、先に当たつてからでないと正当防衛を使つてはいけないという法律の軍事論はないのです。ないのだけれども、日本の海外派兵は全部こうしたものです。ですから、逆に家族が心配したというのはわからなくはないですよ。撃たなければ撃っちゃいけないのですから。しかしながら、一発も撃ちませんでした。なぜかという、戦闘地域から遠く離れていたし、ついでに言えば自衛隊を派遣したけれども「撃たない部隊なんだ」ということを徹底しましたから。つまり、戦闘に来たのではないんだ、施設協力に来たんだということを徹底していました。

その関係で活動も、後方支援や人道的復興支援に限定して、治安相当活動などは認めていたのです。決していとはいえませんが、とにかく戦端を開くことを避けようと思つて、もっとわるく言えば、とにかく自衛隊出したよ…というアリバイをつくるためだけに近い出し方をしました。しかしそれが、憲法の制約、国民が押し込んだ限界だったのです。まったく武器が無駄になりましたから。しかしながら、武器が有効に活用する出し方をするぐらいだったら、持っていた武器がまったく無駄になつて一発も撃たなかったという出し方のほうが、私はまだましだつたと思います。

#### (2) 海外派兵の3つのチャンネル

3つのチャンネルでの海外派兵ですが、1つめは周辺事態法という法律を変えて「重要影響事態法」という名前に変えました。どういう場合に海外に出せるのか。「我が国の平和と安全に影響を与える事態」とありますが、これはたいへん抽象的な概念でして、何か影響しそうな事態にはいつでも出せますよ、と。このときには、もう既に先にアメリカが戦争状態に入っているのが前提です。武力行使をおこなっている他国の部隊の支援をする。今までは米軍だけだったのですが、他の軍隊もやる。だいたい欧州、オーストラリアあたりを想定しているようです。米軍あるいは米軍の同盟軍がやっている、その戦争がのちに影響をおよぼす可能性がある。だったら、先に重要影響事態法ですぐ近くまで行くのです。後方地域という制限がありませんから、その部隊の直近へ弾薬の補給や発進する航空機

に対する給油もやる。こうなっています。その場所は、現に戦闘が起きている戦闘現場でなければいい。いうときはいいのですが、相手が「お前は敵だ！」と思って撃ち返した瞬間にそこは戦闘現場となる。法律ではたぶん、その場合では中断して撤収すると書くはず。法律で「中断して撤収する」と書いたら無事に帰ってこられるかと思うかという、問題にぶちあたるはず。これが周辺事態法です。政府のまとめでも、有事について激しい事態になってとかかかっている。

その次が、海外派兵恒久化法、国際平和支援法という名前がすでについています。これは新しい法律をつくります。今度は、国際社会の平和と安全を害する事態があって、なんらかの国連決議があればそれに従っていく。なんらかの国連決議と敢えていったのは、国連から「来てくれ」という決議でなくても構わない。なにかするか、これも武力行使をおこなっている他国の軍隊の支援をします。他国籍の部隊の支援ができる。そして非戦闘地域の限定はありませんから、戦闘現場直近でやります。ちょうどイメージがあるなら、アフガン戦争のときは戦闘現場に行けるといことです。今までは非戦闘地域しかできなかつた、洋上であれば補給しかできませんでした。今回はその限定がありませんから、アフガンに攻め込んでいる米軍の直近まで補給ができます。これを地元でやったら、同じことですよね。また、反撃をくったら戦闘に入ってしまうということになるわけです。

もう1つ、一番最初につくったPKO法もどうやら大幅に変えられます。PKO法というと、PKOだけの法律かと思われているかもしれませんが、実はそれ以外も入っていて、今回はPKO以外の拡張をして、国連が統括しない「人道復興支援活動」や「安全確保活動等」も入れる。たぶんこういう格好の法律になると思います。人道復興支援はまだいいのですが、その次の安全確保活動とは具体的には何をいつているかという、停戦を監視したり、巡回をしたり、あるいは治安を維持したりする活動です。それを派遣先の国がOKすれば、行ってやっていいというようにする。停戦合意後のイラク政府の状態とほとんど同じなのです。それがどういう要件かという、なんらかの国連決議等とあります。この「等」のなかに、国連機関の支持を受けた当事国の要請があれば行っていいとなりますから、あのときのイラクの政府の要請があれば、それに基づいて行って、そうして治安維持活動をやっよるしいということになるはず。これもたいへん危険な活動でして、治安維持活動というのは、場合によっては正規軍同士の交戦ではありませんから、余計に残虐なことが起こりかねない。イラクで最

も激しい虐殺のあったというのはファグレン(?)の虐殺なのですが、あれは実は正規軍同士の戦争はもう、終わったあとなのです。治安維持活動をやっている軍隊が、ある町の反政府勢力の殺戮をした。日本の戦史でいえば、中国を占領したあとにやった三光作戦治、安相当作戦のような性格面を思えばわかるかと思えます。それと同じ質の活動に自衛隊を出せるし、1つ間違えば民間人に発砲する可能性が一番大きい。そして、このPKO法後の活動では、任務遂行のための武器使用も、自己保存型ではない。妨害勢力を鎮圧するための武器使用です。はじめて、自衛隊が海外で撃たれないのに撃つことができる。そしてその相手は、停戦終了後ですから、もう正規軍ではないはず。武装勢力か、あるいは武装勢力に見まがわれるということになる。

### (3) 3つのチャンネルがもたらすもの

この3つが揃います。そうしたらどうなるか。海外派兵の使い分けは自由自在になってしまう。国連決議がないなら、我が国の平和と安全でいけばいい。なんらかの国連決議があれば、国際平和支援法でいけばいい。停戦合意ができたなら、今度はPKO法で治安維持活動までできる。そして、合意が破れて攻撃でも受けたら、もとに戻って国際平和支援法に戻そうともできるし、我が軍隊まで攻撃されたんだとなれば、さっきの存立危険事態で、それこそ集団的自衛権行使で、むしろもう一段すすんで武力攻撃事態法の発動だということにもなりうるのです。そこまでいけば、自衛隊員にも犠牲は避けられないと思います。ただ同時に、これは一般にはさまざまな問題が起こっている国に日本の軍隊が米軍といっしょに出ていくことです。自衛隊にも犠牲が出るかもしれませんが、ここで起こる戦闘では、派遣先の軍、送られた国の中の民衆に、その何十倍もの犠牲が出るはずだということを押さえておくべきだと思います。いわば加害をする側にまわる。加害をする側は、戦端にいて何人か犠牲者を出してある時期戻ります。だけれども、派遣されて被害をうけた方の、いわばある種の怨念やその国に残す問題は一つとつづく。これが実は、アフガン戦争、イラク戦争である種共通する。同じことに、この国を荷担させていいのか。私は自衛隊の犠牲も絶対出してはいけないと思います。あのとき、アメリカがやっよと同じような戦争の仕方を絶対出したらいけないということを、私は第二の絶対に許さないと言っている理由です。

## 4 グレーゾーン事態(警察が対応すべき領域に自

## 衛隊を投入)

### (1) 有事・平時とグレイゾーン

次にいきます。グレイゾーンです。また、ちがう角度の軍事問題です。なんと今回は3つあるのがたいへんなのです。今度は、実は平時・有事・グレイゾーンという抽象的な考え方を一遍、頭に置いてもらうしかありません。有事とは何をいうかという、敵の国から武力攻撃を受けた場合。一般には戦争の場面なのです。この国は戦争をしないとありますが、「武力攻撃」だと言っています。国際法では戦争ですね。それに対して平時ですが、平時といたって何も穏やかな、何にも問題がないことを言っているのではないのです。犯罪もあれば、なかには震災だってある。災害だってあるんですから。しかし、戦争ではない事態、これは仮にとんでもない危機が起こり、大規模なテロが起こったとしても、それは最大限の犯罪なのです。あくまで警察が関与する領域です。この戦争の領域＝有事と、警察の領域＝平時は、絶対に混同されてはならない、と。私は法律家ですから、ここだけは強く訴えておきたい。なぜか。戦争というのは侵害してくる敵を殺すことが正義なのです。平時＝警察というのは、どんなに警察がわるい警察であったとしても、いかに凶悪犯人であっても殺してしまったらいけないのです。つかまえて、裁判にかけて、それで所管する。我々弁護士含めて、そのためにみんな苦勞しているのです。その二つの違いを混同してしまって、そして本来警察＝平時のルールが貫徹されるところに戦争のルールを持ち込んでしまったら、正義にも何もならない。殺すことが正義になる。これはズーっと、別にこの国にかぎらず、いわば近代国家の基本理念です。だから、十何年前にはあのブッシュが言った「テロに対する戦争」というのは、根本的にまちがっています。犯罪に対して戦争はしかけてはならなかったのです。この国は、実は同じ方向へ行こうとしているというのが、このグレイゾーンです。閣議決定のいうグレイゾーンの問題というのは、今、純然たる平時でも、有事でもない事態が起きそうになってきて、それがさらに重大な事態に発展する危険を帯びています。だから、切れ目のない対応が必要だ。切れ目のない対応というのは何をやるのか。今の話です。本来なら、警察あるいは外交で冷静に手続きをふまえてやるべき世界に、一刻もはやく自衛隊を、軍隊を投入しちゃおうという、軍事的に対応させてしまおうという考え方です。

### (2) グレイゾーン事態への自衛隊投入

それでやられようとしているのが3つあります。1つ目は尖閣列島がもっているやつです。今、自衛隊が

戦争以外に出動できるシステムで、治安上必要とか海上警備法上で、一応警察力の行使でおこなわれています。これを迅速に出せるようにするために、閣議決定は電話でやって、もう法律は出ていますが、軍艦の関与は排除して真っ直ぐに部隊と官邸を直結させてしまう。つまり、最初に言いました、今、海上保安庁の巡視船がやっているところに海上自衛隊の護衛艦を出動させて、いわば追いはらってしまう。たいへん危険といえば危険です。この治安出動を命ぜられた護衛艦には、船体射撃＝相手の船に射撃をして、最後は沈めてしまっても構わないという規定が認められている。要するに、警察官が泥棒をつかまえるときに、ピストルをもって相手が死んでしまってもしょうがない。警察には、撃たれるまで撃ってはいけない効力はありませんから。あれと同じことが起こるのです。それをやったらどうなるのか。仮に中国の政府船舶や漁船に発砲して沈めてしまったら、次に出てくるのは中国の人民解放軍海軍だということは誰が見てもわかります。そこまで、いかに迅速対応といってもそれをやるべきかどうかという問題です。

その次、今度は米軍の部隊を守るために日本の自衛隊が武器を使用する。これを入れます。自衛隊法の95条を拡大解釈しています。現実にはやったら、それこそなし崩し的に集団的自衛権の行使になだれ込むことになってしまいます。

3つめが在外邦人救出のための自衛隊の投入です。かの人質事件を想定して売りにしているのですが、冷静に考えていただきたい。相手の国がしっかりしていれば、相手の国の警察力で対応すべきだし、外交交渉でもってやっていくのです。相手の国がしっかりしていなければ、その国はもう戦争状態になっている。その状態のなかで自衛隊を投入するということは、その交戦状態の国の応戦に参戦することになる。難しい問題を孕むのですが、自衛隊の投入によって対処すべき問題であるのかどうか。ぜひ、考えていただきたいと思います。

### (3) 自衛隊投入のもたらすもの

離島の異変、尖閣列島、たしかに深刻な外交問題があります。在外邦人救出も悩ましい問題があります。あるんだけど、本質的にこれは警察力や外交の努力で解決すべき問題です。米軍が攻撃して困るじゃないか。それはしかし、本来的には米国や米軍の問題で、横やりから日本軍が突っ込んでいって発砲すべき問題とは、私は思いません。それを「自衛隊を投入」すれば、わざわざ相手の行動をエスカレートさせて戦争を引き起こす危険性がたいへん強い。ここは立ち止ま

らなくてはならない場面だったのではないかと思います。

#### (4) 戦争法制のいきつくところ

以上が全部揃ったらどんな国になるかということです。いつでも海外で戦争ができるようになります。どの部分でも、これまでに比べてもはるかに軍事的緊張ができるように、いわば順序立てを取る。もし、どの部分でもトラブルが起こったら、すぐに発砲できるようにされている。発砲して、相手が対応すれば、切れ目なく戦争に拡大していく。これが「切れ目なく」というこのキーワードをもっているのです。その結果、この国はこれまでの平和的方法で…ということをかながら捨てて、武力による平和を強制する道をすすんでいく。そういう国というのはたしかに、ある程度世界の国々からは畏怖されるのです。ある意味、アメリカみたいな国です。それはいわば「軍事プレゼンス」です。「軍事プレゼンス」が拡大するのです。するのだけれども、しかしながらそれは周辺の国からは敵、あるいは敵軍として見られることを意味する。わざわざ敵をつくりに行くよと言っている。それは、世界だけの問題ではないことは、さっきの有事法制のときに言いました。その戦争に出ていく国の社会がどうなっていくか。さっきも…(?)が言われた通りです。アメリカがどういったような社会になってしまったかということをごひお考えいただければ、依然としてあの国は戦争状態にある。

つい3週間に私はアメリカを訪問しました。御主人が空軍の将官クラスのプロの方がアーリントン墓地を案内してくれたのですが、その奥さんが「戦争よりも平和になってほしいです」って言ったのを忘れませんね。そんな社会にしていいたいことだ、と。それと同時に、皆さんが対応されているこの世界で戦争のための人づくりを止める闘いと同じだろうと思っています。

しかしそれがもしすすんでいったら、戦争法制と憲法が乖離をし、その実態憲法を変えるために憲法の改悪案が登場するし、戦争法制を認めるかどうかというのは、その次にくる明文改憲を許すか止めるかの巨大な前哨戦になるということもぜひ押さえていただきたい。

### 5 戦争法制との対抗

#### (1) 「平和国家」から「外征国家」への転換

私は決してこの国の「戦後」を、いい国だと思って満足して生きてきませんでした。しかし、それでもそれなりに平和国家ということ掲げ、語り、維持をし

てきた時代だったということは事実だと思います。それなりに平和国家を維持してきた「戦後」といっていた時代を破壊し、変えようとしている。私どものように護憲を掲げ、あるいは徹底した非戦を掲げる側からいけば、この70年というのは平和憲法が傷つけられ、破壊されてきた歴史です。自衛隊がつくられて、海外に派兵されて、軍事法=有事法制もつくられた。ずっと25年闘って、何度もやしい思いをしたか。それでもその軍事法は海外での戦争を許していませんでした。派兵はされたけれども、慎重におこなわれて一発も撃たず、誰も殺さず、1人も戦死しませんでした。そして、その日本も国際社会では、平和的貢献は評価されこそ、非難を浴びていません。だから、実は私たちにとってもこれは誠にけしからんと思います。その平和国家の破壊に平和国家を支えてきた層、良心的な保守層のなかの懸念や不信はたいへん深いはずです。ひょっとすると、ずーっとけしからん、けしからんと闘ってきた1人として、なんとかここで留めようと思ってやってきた連中の方が「そんなバカな」という思いが強いかもしれない。そのことを私たちがある程度受けとめる必要があるのです。

#### (2) 根底にある問いかけ

現在のわれわれに問われるものは、やっぱり9.11のとき問われたのと同じです。ブッシュは「この国は、テロとの戦争にいきます」と。絶対にこれをやっちゃならない、つづけちゃならない、テロは絶対になくならないという訴えを、13年前からやっていたはず。結果、どうなったか。戦争で平和は生み出せなかった。なぜ、「イスラム国」が生まれたのか。なぜ、人質殺害事件が起こったのか。この14年をふり返っていただければわかるはず。ああいう戦争、軍事の使い方がテロを拡散させて、果てることのない戦争に道を開きます。国と国の戦争なら、まだ終われるのです。テロとの戦争、さっきも言いましたね、本来なら警察で対応しなくてはならないものに、戦争で対応したら終われないのです。完全に殲滅しないかぎり…。ところが、戦争はテロを必ず拡散する。現に拡散した。それでもこんな道をいくのか、この国はその道にこれ以上ふみ込むのかという問題だと思います。私はどうあっても許せません。

#### (3) 戦争法阻止へのたたかいへ

1年半前、13年の秋から冬にかけて、秘密保護法の反対闘争をやってきました。大きく広がりました。国会ずっと睨んでいましたけれども、全国的な反対運動への広がりが、政治を現実に揺り動かすということ

実感しました。あのときのあの全国の運動が広がって、あたらしい共闘が津々浦々に生まれてきています。それをぜひ、戦争法制阻止の闘いに発展させたいと思います。さきほどお話にあったように、国民世論は現時点でも賛成は少数なのです。まして、この国会で成立するというのはごく少数です。これから運動を広げていって、今、話したような実態を暴露すれば、大いに結構だという人はさらに少数になっていくはずですが、さらに大事なことは、くり返しますが、戦後を支えてきた層の懸念や不信が広まっていますし、見ようによっては我々以上に深い層に広がる性格をもっています。ぜひそういう方々と対話をしてみていただきたい。そんなはずじゃなかったのです。彼らも保守として。この国で「専守防衛」を考えた。そういう人たちを、共に闘うために、労働組合・民主団体は大いに動いてください。大きな賛同は、大きな共同のネットワークができます。私たちの弁護士会の日弁連、自慢するわけではありませんが、よくここまでやと思うぐらい、この問題でも反対の宣戦を崩していません。ぜひ地元に戻られたら、地元の弁護士会が何をやっているか、ちょっと見てやってください。いろいろなところでは、民主勢力と弁護士会の共同ができてはいるはずですが、時々、弁護士会が先に集会をやって、その後…労働組合が集会やるぞ…みたいな。今はもう、どっちが先でもいいです。大きなブリッジをつくっていただきたい。

今、実はマスコミとの懇談もつくってきています。今度、東京新聞と共同して懇談し、朝日にも働きかけます。ぜひ、地元のメディアへのはたらきかけを強めてください。議員さんとの関係では、自民党のなかにもこういう中で迷っている人がいます。先日民主党の立憲フォーラムでかなり突っ込んだ議論をしてきました。相当の危機感もあります。なにせ、あの安倍とその取り巻きだけが突っ走っている。自民党のなかでも与党のなかでも、十分な議論がされていません。官庁のなかでも外務省と防衛省だけが突っ走った。人も外務省、防衛省のほんの一部なのです。これほど…いわば寡頭政治がまかり通っている。だから、独裁と捉えるのなら、それに対する憤懣もあるのです。ぜひそれを生かしていただきたい。終盤、6月、7月が決戦になります。5月の法案提出から最大限国会を延長しても7月下旬までしかまとめた審議ができないのです。なぜなら、8月は戦後70年の広島・長崎、そして8月15日なのです。そのときに、戦争法制の強行採決なんて、絶対やらせてはダメなのです。7月までのげばつづきます。ぜひ皆さんと共に闘いたいと思います。皆さんのご奮闘を期待いたします。ありがとうございます。

ございました。（拍手）